

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第9回総会 議事録	
日 時	令和3年(2021年)1月25日(月)15時30分開会
場 所	鎌倉市役所第3分庁舎1階 講堂
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・名塚職員
欠席委員	7番和田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。7番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、3番石澤委員、4番市川委員にお願いします。現況証明委員については、10番飯田委員、13番三橋委員にお願いします。本日の議事日程は、事務局から本日配布しております「鎌倉市農業委員会1月総会議事日程」のとおりとなります。 それでは、日程第1から順に事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分報告について、3件、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、12月11日から1月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、送付資料の1から4ページをご覧ください。まず、1ページの番号1と2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。 整理番号1は、令和元年10月25日に相続により届出者が所有権を取得し、令和2年12月16日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2と3ページの整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和元年10月2日に相続により届出者が所有権を取得し、令和2年12月21日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号3と4ページの整理番号3の案内図をご覧ください。整理番号3は、令和2年9月22日に相続により届出者が所有権を取得し、令和2年12月25日に専決処分いたしました。

	た。以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。相続税の納税猶予の届出が出る予定ですか。
事務局(名塚職員)	議長。整理番号1につきましては、登記上の地目は農地ですが、現況は農地外で、すでに農地転用の届出が出されております。整理番号2につきましては、登記上の地目も、現況も農地ですが、このあと何か手続きを行うかどうかについて、特に何も伺っておりません。整理番号3につきましては、登記上の地目も、現況も農地であり、かつ生産緑地ですので、今後、相続税の納税猶予の手続きを行うということを伺っております。
3番(石澤委員)	議長。3番。そうすると、整理番号2は、市街化調整区域ですか。
事務局(名塚職員)	議長。いま手元にある資料では、市街化区域の農地ではありますが、生産緑地の指定を受けているか否かは把握できておりません。
12番(郷原委員)	議長。12番。整理番号3は、すでに生産緑地の指定を受けているのですか。そしてそれを相続して生産緑地の指定を継続し、相続税の納税猶予を受けるということですか。
事務局(名塚職員)	議長。整理番号3の地図をご覧いただきたいのですが、手前の大きい白抜きの土地が生産緑地の指定を既に受けていて、奥の小さい白抜きの土地は指定を受けていないということを、地権者から伺っております。
12番(郷原委員)	議長。12番。相続での農地取得になるのであれば、「農地相続しました」という趣旨の農業委員会からの証明が出るし、既に生産緑地の指定を受けている土地であれば、それを継続するのか、この際買い取り請求を出して解除するのかという話になると思うのですが、いかがですか。
事務局(名塚職員)	議長。本件は、農地として相続して、今後相続税の納税猶予を受けて、農地としてやっていくので、買い取り申し出等は特に行う予定はないと、ご本人から伺っております。
12番(郷原委員)	議長。12番。了解です。
3番(石澤委員)	議長。3番。そうしますと、相続人の方は既に一緒に農業をやっているということですか。
事務局(名塚職員)	議長。この土地の地権者が亡くなられる前から、元々この相続人の方も一緒に農業をお手伝いされていたということです。
議長(平井会長)	よろしいですか。
3番(石澤委員)	議長。3番。はい。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問がないようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第22号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい

	て、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第2、報告第22号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、12月11日から1月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の5から10ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。5ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図、併せて本日お配りしております報告第22号整理番号1・2追加資料をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。 本件は、令和2年12月4日に駐車場へ転用のため、令和2年12月21日に専決処分いたしました。専決処分日と転用時期について、本件は通常と異なるケースであるため、これについてご説明いたします。追加資料をご覧ください。 追加資料に記載のとおり、通常届出を受理し、事務局にて受理通知書発行に係る専決を行い、その後届出書に記載された転用時期から転用が行われるものですが、本件については、11月19日に届出を受理し、その後書類の記載事項について不備があったため、届出人に補正を求め、転用時期である12月4日を超過し、12月21日に受理通知書の発行について専決がなされたものです。 農地転用届出は、事務局長による専決を行い、届出が適法に受理されるまでは、届出の効力が生じないことから、転用時期は12月4日となっていたものの、受理通知書の交付までは転用行為を行わないよう届出者へ指導を行い、処理を行ったものです。整理番号1の説明は以上です。 続きまして、5ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。本件は、令和2年12月14日に駐車場へ転用のため、令和2年12月22日に専決処分いたしました。本件につきましても整理番号1と同様に転用時期を超過して受理通知の専決処分を行っています。 続きまして、5ページの番号3と、9ページの整理番号3の案内図をご覧ください。本件は、令和3年1月8日に専用住宅へ転用のため、令和2年12月28日に専決処分いたしました。 続きまして、6ページの番号4と、10ページの整理番号4の案内図をご覧ください。本件は、令和3年1月20日に資材置場へ転用のため、令和3年1月15日に専決処分いたしました。以上4件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

9 番(岡崎委員)	議長。9 番。この(4条に関する)9 ページ整理番号3 の案内図記載の当該地隣にある建物が、10ページ整理番号4 の案内図と、(5条に関する)16ページ整理番号4 の案内図に記載されていないのは、何故ですか。
事務局(名塚職員)	議長。報告のための案内図に、白抜き枠の線を引く段階で、建物が表示されていたりいなかったりしていますが、現況は既に建物が建っているという認識で構いません。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。わかりました。
12 番(郷原委員)	議長。12番。対象地をメインに報告案件を作成しているから、このような案内図になっているということで良いのではないですか。
事務局(名塚職員)	議長。はい。そういうことです。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	日程第3、報告第23号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚)	議長。日程第3、報告第23号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、12月11日から1月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料11から16ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。11ページの番号1と、13ページの報告第23号整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。 本件は、先程報告第21号の整理番号1でご報告した、相続の届出があった土地です。令和2年12月25日に庭敷地へ転用のため、令和2年12月18日に専決処分いたしました。 続きまして、11ページの番号2と、14ページの整理番号2の案内図をご覧ください。本件は、令和3年2月28日に専用住宅へ転用のため、令和3年1月5日に専決処分いたしました。 続きまして、11ページの番号3と、15ページの整理番号3の案内図をご覧ください。本件は、令和3年4月1日に専用住宅に転用のため、令和3年1月5日に専決処分いたしました。 続きまして、12ページの番号4と、16ページの整理番号4の案内図をご覧ください。本件は、令和3年1月20日に専用住宅へ転用のため、令和3年1月15日に専決処分いたしました。 以上4件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

12番(郷原委員)	議長。12番。先ほどの報告第22号整理番号4の地番が[]ですが、本件整理番号4の地番は[]ですね。ということは、公図上この下側の土地がどういう形状になっていて、どういうふうに分筆されているかわからないと、厳しいなと思いますが。
事務局(名塚職員)	議長。先ほどの整理番号4と本件整理番号4の2件の土地については、直近で分合筆があり、形が変わっていることになりますので、分合筆前の土地の公図と分合筆後の土地の公図を、来月以降の総会の際にお示しさせていただきたいと思います。
12番(郷原委員)	議長。12番。そうではなくて、2つの地番の間の[]と[]という地番は、公図上どこなのかということなのですが。その地番に対しのちのち転用の届出、ないしは何らかの届出がなされるという話ではないですか。
事務局(鈴木局長)	議長。分合筆の経過としては、[]から既に一度[]と[]に枝で分筆されていて、それを含めて[]へもう一度合筆して、切り直した結果、枝で順番に振られた[]が出てきたという形なので、[]と[]は、現在消えています。
12番(郷原委員)	議長。12番。そうすると、先ほど話したような経緯で、川との間に空白の余地があるのではないかと思いますのですが。
事務局(鈴木局長)	議長。国有地等が介在していたりとかで、そこはこの所有者の土地ではないのですが、本件整理番号4の土地については、ずっとそこにお住いの方がいらっしゃり、その方に権利を渡すという形で5条の届出になっています。そして、その上の大きい土地は、所有者がそのまま利用するということで4条の届出になっているので、もともとの利用が既に分かれていたものを、今回整理をしたという形です。
12番(郷原委員)	議長。12番。わかりました。
3番(石澤委員)	議長。3番。基本的なことを今ごろ聞いて大変申し訳ないのですが、5条は所有権移転を伴うものですよ。3条も所有権移転を伴うものですよ。これはどのように違うのですか。
事務局(名塚職員)	議長。相続や贈与で農地の権利を取得した場合に、取得した人が3条の届出を行っていただくということです。そして、所有権移転や賃借権設定ということをやつつ、農地を転用する場合に、5条の届出を行っていただくということです。
3番(石澤委員)	議長。3番。ありがとうございます。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第48号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第5、議案第49号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程

	第 6、議案第 50 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 3 件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚)	議長。日程第 4、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 5、議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 6、議案第 50 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 3 件について、関連案件ですので一括してご説明します。 新型コロナウイルス対策の一環として、総会時間の短縮を図る必要があることから、今月より、利用集積計画と、農地中管理事業についての説明は割愛させていただきます。内容については、研修テキスト 3 (緑) の 8 ページから 10 ページに記載がありますので、必要に応じてご確認ください。 それでは、議案第 48 号、49 号、50 号について、ご説明いたします。 お手元の送付資料の 17 から 19 ページの議案書、20 ページの参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第 48、49 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第 50 号は、ただ今ご説明した議案 第 48、49 号の土地について、農業公社から [] に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 25,200 円となっています。 本件のうち、[] を平成 30 年 2 月 1 日から耕作しており、この度賃借の更新に合わせ、隣地の賃借も新たに行うものです。 [] の農作業従事日数は年 200 日、本件の対象地のみを耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのことです。 なお、対象地のうち、議案第 48 号の [] の土地については、これまで相対での貸し借りを行っており、新たにこの度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。また、議案第 49 号の [] の土地については、新規の貸し借りです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。1 月 19 日(火)午後 1 時 15 分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、キヌサヤ、玉ねぎ、ブロッコリーの作付けが行われていました。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、3件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第48号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第48号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第49号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第49号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第50号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第50号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第51号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第8、議案第52号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚)	議長。日程第7、議案第51号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第8、議案第52号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の21、22ページの議案書、23ページの参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。 議案第51号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第52号は、ただ今ご説明した議案第51号の土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間40,500円となっています。 []の農作業従事日数は年330日、鎌倉市内で現在計約13,000㎡を耕作しており、世帯員含め4名で営農しているとのことです。

	なお、本件は新規の貸し借りですが、[]の耕作状況については、令和2年11月総会の審議にあたり、すべての耕作地を良好に耕作していることを確認していることから、現在でも良好に耕作を行っていると考えられます。よって、現況証明委員の皆様には本件の対象地の状況確認のみを行っていただいております。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12番(郷原委員)	議長。12番。1月19日(火)午後2時より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の岡崎委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、良好に管理されており、[]が新たに耕作するにあたり、特段の問題はないものと思われます。また、[]については、今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。教えてください。農業公社が間に入った場合に、賃借期間に必ず2か月のブランクが出ますが、その間は農業公社が管理しているのですか。今までの状況だと、誰かが引き続き耕作しているのではないですか。
事務局(名塚職員)	議長。通常の流れを申し上げますと、地権者から農業公社が借りたあと、その借り手の農家さんへ貸し出す告示が整わないと、貸し出しが成立しません。現行では、事務手続き上、2ヶ月の空白期間が生じてしまいますが、その間の管理は、農業公社が行うこととなります。
3番(石澤委員)	議長。3番。期間を合わせてしまえば良いと思うのですが。
事務局(名塚職員)	議長。利用権設定の所管である市農水課に確認したところ、農業公社が貸し借りの手続きを一括で行うことで、空白時間が生じないようにできる制度が、昨年から始まったということを聞いており、鎌倉市も今後はそちらへの移行に向け、ただいま検討中ということ聞いていますので、ある程度の時期になりましたら、このように貸し借りをそれぞれで提案している案件は、合わせて1本でやらせていただける可能性はあります。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。
12番(郷原委員)	議長。12番。2ヶ月分の借地料というのは支払われないのですか。
事務局(名塚職員)	議長。2ヶ月分は公社の負担です。
12番(郷原委員)	議長。12番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 51 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 51 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 52 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 52 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、議案第 53 号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 10、議案第 54 号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 11、議案第 55 号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 12、議案第 56 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 4 件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 9、議案第 53 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 10、議案第 54 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 11、議案第 55 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 12、議案第 56 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 4 件について、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の 24～27 ページの議案書、28 ページの参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第 53、54、55 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第 56 号は、ただ今ご説明した議案第 53、54、55 号の土地について、農業公社から [] に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 38,200 円となっています。 [] の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で現在計約 7,700㎡を耕作しており、世帯員含め 2 名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、これまで地権者 3 名と相対での貸し借りを行っており、この度公社への切り替えを行うもので、継続の貸し借りといえます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。1 月 19 日(火)午後 2 時 15 分より、平井会長、和

	田副会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、白菜、ブロッコリー、にんにくの作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12番。先ほどの話で2ヶ月のずれがあるというのは、借地法上の問題があるからではないでしょうか。個人が個人に借地をすると借地権が発生しますが、公社を通すと従来の借地法上の占有権みたいなもので、既得権益が一回この2ヶ月でクリアされるから、猶予期間のようなものがあるのではないかという気がします。私の浅知恵なので分からないのですが、その辺のイメージがあるので、今度利用する側が2ヶ月間は一回権利が消滅し、そのあと公社から新たに契約して借り、その定期借地権みたいな期間が確定したと思います。過去の(連合会の)研修を聞いていた内容から推察すると、そういう利用集積計画なのかなという感じが若干するのですが。日程を統一することができないのはその辺からなのではないかなという気がしますので、その辺りを調べておいてほしいです。
事務局(名塚職員)	議長。先ほどご説明した通り、告示までの事務手続きの期間で一応2ヶ月を空けているという言い方で我々は聞いていましたので、そのあたりは調べてまたお知らせします。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、4件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第53号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第53号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第54号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第54号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第55号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第55号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第56号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第56号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程第13、議案第57号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第14、議案第58号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第13、議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第14、議案第58号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について、関連案件ですので一括してご説明します。 お手元の送付資料の29、30ページの議案書、31ページの参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。 議案第57号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。議案第58号は、ただ今ご説明した議案第57号の土地について、農業公社から[]に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間77,400円となっています。 対象地のうち、[]についてですが、31ページの参考資料右側の公図には表示がなく、対象地の位置には[]と表記があります。 市農水課経由で横浜地方法務局湘南支局へ確認したところ、昭和25年3月17日に[]を分筆した際、公図の分筆補正が行われなかった可能性が高いとの回答がありました。公図上で対象地である[]を特定することはできませんが、現地は[]の土地が、滝ノ川沿いに沿って南北に明確に二分割されています。 また、本件は現在地権者の[]と[]で相対での貸し借りが行われている土地であり、継続の案件であることから、両者に状況を確認したところ、二分割されているうちの南側が対象地であるとのことから、現地の状況及び両者への聞き取りで耕作している土地が特定できたため、本件の利用権設定を行うものです。 []の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で現在計約5,000㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農しているとのことです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12番(郷原委員)	議長。12番。1月19日(火)午後2時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の岡崎委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したとこ

	ろ、にんにくの作付けが行われており、特段の問題はないものと思われます。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。[]の土地と[]の土地の間に細い道がありますよね。これは道ですか。私の想像するに、一体となって農地となっているような気がするのですが。
事務局(名塚職員)	議長。こちらは道になります。現地も実際にこの間に道があります。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。農道があるわけですね。
事務局(名塚職員)	議長。そうです。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。証明委員として、現況を見たところ、通路としては認識できます。標識みたいに工夫されているということも確認できます。ただ、あきらかに一般に使われる農道かというところでもなさそうなのですが、所有地ではない農道としての形態をなしているというのが現況を見た限りでの状況です。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。耕作されていないということですよね。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。はい。道になっています。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。この細いところは、何て書いてあるのですか。
事務局(鈴木局長)	議長。公図上[]と[]の間にこの形に筆は存在しています。ただ古い公図を見ると奥の[]からつながっている筆にも見えたり、切れていたり形の違いはあるのですが、細い土地がここに介在しているのは間違いありません。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。[]って書いてある右側に、図の上でも 1 cm ちょっとの細い筆がある。これは、道って書いてありますよね。その道がずっと縦になってその間にあるという認識でよろしいですか。
事務局(名塚職員)	議長。はい。そういった認識で間違いございません。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 57 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 57 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 58 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 58 号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程第15、その他、諸般の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第15、その他、諸般の報告について、2件、報告させていただきます。 諸般の報告1、農地パトロールについて、報告させていただきます。農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年4回実施しています。目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。農業委員会のほか、市・県の関係課職員も同行します。日程につきましては、2月下旬で現在調整中です。7番和田委員、8番落合委員、9番岡崎委員のご出席をお願いします。日程が確定次第、追ってご連絡させていただきます。 最後に、2月総会の日程について、ご報告させていただきます。今回は、2月25日(木)15時30分から、鎌倉商工会議所3階301会議室で開催します。会場が変更となりますので、ご注意ください。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和2年度第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	
平井 保男	
議事録署名委員 3番	
石澤 一英	
議事録署名委員 4番	
市川 幸子	